

緊急救援活動原則

2003年3月8日
2003年10月11日改定

1. 基本的姿勢

「市民による海外協力の会」としてのシャプラニールは、緊急救援を含めたあらゆる種類の海外協力活動を行うことがある。定款では、以下のようになっている。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (以下省略)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活上の機会を著しく奪われている人々の問題解決への協力事業
- (4) 災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力および防災事業

つまり、いわゆる開発協力事業を中心とするが、これまでも何度か行ってきたような緊急救援は、シャプラニール活動の重要な柱である。また人為的な災害が生じる社会的構造を意識した活動を、普段から行う。

なお緊急救援活動の際、長期的な復興および開発、あるいは災害予防や平和構築を視野に入れる。

2. 対象地域

南アジア地域においては、実施について積極的な検討を行う。その他の地域においては、他団体に協力する可能性を排除しない。

3. 対象とする災害と被害の様態

洪水やサイクロン、地震などに代表される自然災害だけでなく、戦争や武力紛争、コミユナル紛争などの人工災害をも対象とする。そういった災害の規模が大きく、多くの支援が望まれる場合を対象とする。特に貧しい人々、差別を受けている人々が多数、被災しており、かつ救援の手が十分差し伸べられていないケースに着目する。

4. 活動スタイル

以下を原則とする。駐在員と多くの現地スタッフがいるバングラデシュでは、現地事務所を軸に救援活動を行う。ネパールでは現地 NGO を通じるが、パートナー団体がこれを行う場合には、そこへの協力を優先する。他の地域では、現地で活動する NGO を通じた協力を行う。但し、新たな地域での継続的活動を戦略的視野に入れる場合には、直接的な活動を行うこともある。

5. 活動の内容

これまでシャプラニールが蓄積してきた経験を生かすことを念頭におき、災害の様態と緊急救援の状況を見ながら適宜適当な内容の活動を行う。

6. 意思決定のあり方

事態のレベル	事態の概要	決定者	活動予算
A	プロジェクト地域周辺の軽微な災害、あるいは大規模災害で緊急対応が必要と判断される初期段階	現地所長&事務局長にて決定。理事会には報告のみ。	50万円以下
B	南アジアで比較的大規模かつ重大な災害で緊急対応が必要と判断される場合	事務局長と代表理事にて決定。直近の理事会で事後了承。Aに続く場合も。	300万円以下
C	他地域で大規模かつ重大な災害で対応が必要と判断される場合。あるいは上記のAもしくはBの事態の発展として、大規模な活動を必要とする場合	理事会（持ち回りを含む）	とく定めない。

以上